

千葉県議会
大規模災害対応ハンドブック

令和3年3月

千葉市議会大規模災害対応指針

平成25年12月11日議長決裁

令和3年3月11日議長決裁

1 目的

この指針は、千葉市域に大規模災害が発生した場合、市民の安全を確保し、被害を最小限に留めるために、千葉市議会及び議会議員がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、非常時に即応した行動が取れるよう定めるものである。

2 基本方針

大規模災害時*においては、その災害の規模、種類、事態の推移等に応じ、迅速かつ的確に行動することが求められる。本市議会は、下記の基本方針に基づき対応を図るものとする。

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら、当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。
- (2) 議長は、会派及び議員へ適切な情報提供を行うとともに、会派及び議員から提供された情報と要望を一元化し、市（区）災害対策本部長へ要請する。
- (3) 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に最大限の協力を行う。

*大規模災害：市災害対策本部が設置される規模の災害を想定

- 1 地震 ○市域に震度5強以上の地震
○東京湾内湾に津波警報又は大津波警報
○東海地震に係る警戒宣言発令 等
- 2 風水害
- 3 大規模事故災害

市災害対策本部が設置された時は、議会内に「千葉市議会災害対策会議（以下、災害対策会議という）」を設置する（自動設置）。

3 大規模災害発生時の対応

(1) 初動期…発生から概ね24時間

①会議開催時の対応

- ア 議長又は委員長は、直ちに休憩又は散会を宣言する。
- イ 自身の安全を確保し、状況を確認し避難誘導に従い避難する。
- ウ 議会事務局は避難状況を確認し、議長に報告する。
- エ 議会事務局は災害・被害状況の把握に努め、議長に報告し指示を受けるとともに、議員に対し必要な連絡調整を行う。
- オ 議員は状況及び今後の対応に応じて、適宜退庁する。

②会議閉会時及び議会退庁後の対応

- ア 議長は、災害対策会議の設置後、すみやかに副議長及び会派幹事長を招集し

て第1回会議を開催し、市災害対策本部から入手した第一報（災害の概要・被害速報等）の情報共有、災害対応指針の再確認を行う。

イ 議員は議会事務局に自らの安否・所在を明らかにし、連絡体制を確立する。

ウ 議員は地域において市民の安全確保や応急対応等にできる限り協力する。

エ 議員は地域の被災状況や被災者の要望等について、災害対策会議に情報提供する。

オ 災害対策会議は寄せられた情報・要望を一元化し、市（区）災害対策本部へ提供する。

カ 災害対策会議は市（区）災害対策本部等から災害・被害情報の報告を受け、議員に情報を提供する。

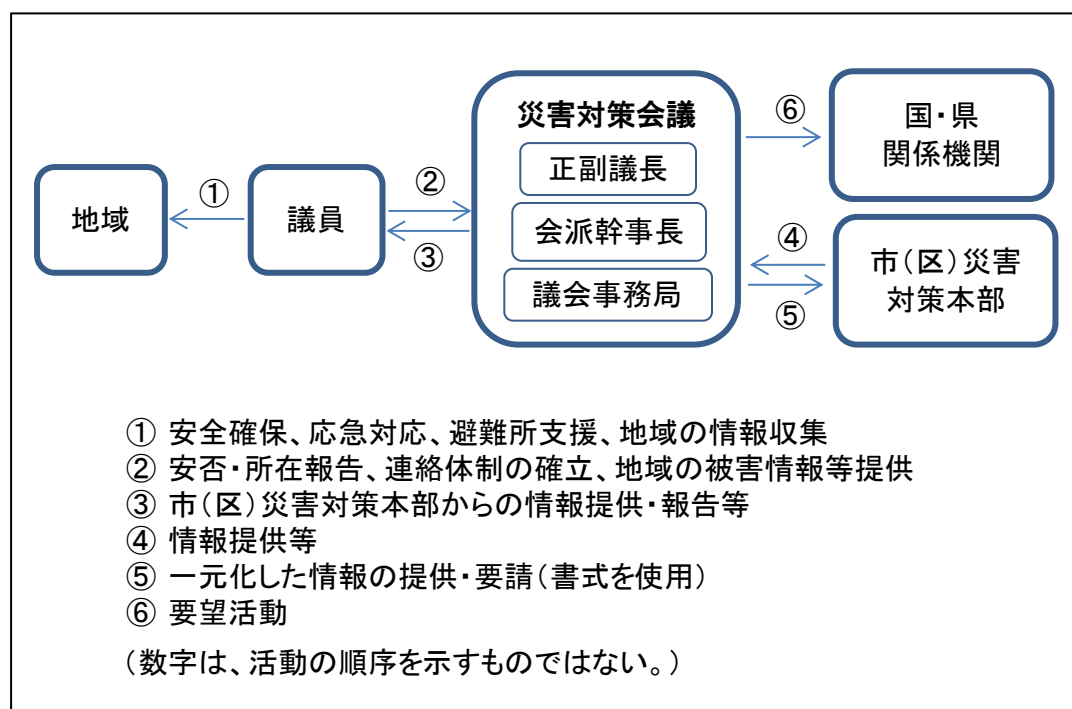
（2）初動期経過後

ア 初動期に引き続き、連絡体制を継続し、地域の被害状況等の収集・提供、避難所支援に努める。

イ 議長は、被害の全容及び市の災害対応方針等が明らかになった時点で随時、すみやかに災害対策会議に報告するとともに、市の応急・復旧活動を支援するための方策等について協議する。

ウ 災害対策会議は必要に応じ、国、県、関係機関等に対し要望活動を行う。

○対応のイメージ図



※⑤市（区）災害対策本部への情報提供・要請について

ア 情報提供に当たっては、次ページの書式を使用する。

イ 情報提供については、議会事務局経由を原則とするが、特に、市民生活に密接に関わる区災害対策本部への提供に関しては、例外として、議員が一刻も早く区に連絡しなければ、間に合わない事態（例えば、人命に関すること等）であると判断した場合は、直接、区長、若しくは副区長への連絡を認めるものとする。

ウ 議会から提供した情報の緊急性・取扱い・対応は、市（区）域全体の災

害状況を把握している市（区）災害対策本部において判断せざるを得ないため、その方針、検討状況及び対応の回答・報告を求めることは、災害時の状況から判断して難しいことから、これらについては、市（区）災害対策本部に任せる形とする。

情報提供は、下のいずれかによる。
 ①この書式に入力（記載）して
 議会事務局へ送付
 ②この書式の各項目について
 議会事務局へ伝達

あらかじめ事務局で
 入力を想定

災害に伴う被害報告

災害名	報告日時	令和 年 月 日 ()	時 分
報告者（議員）名			

区分	人的（負傷等）	住家	施設（避難所、道路等）	その他（ ）
発生時間（又は確知の時間）		時 分		
上段：発生場所	発生状況（可能な限り詳細に）		負傷・被害等の程度（具体的に）	
下段：負傷者等（居住者）住所、氏名	・どのような状況か ・必要と考える対応等			
※負傷等の場合、性別・年齢も				

※以下、事務局入力欄

受付	受付者名（ ）	課
	令和 年 月 日 ()	時 分
	電話	メール FAX その他()

災対本部（市、区）への連絡	<連絡先>	市本部	中央 若葉	花見川 緑	稲毛 美浜
	令和 年 月 日 ()	時 分			
上記以外の伝達事項	例：〇月〇日に送付した〇〇議員からの「……」の追加情報、等				
連絡手段及び対応者名	電話	メール	FAX	その他()	
	対応者名()*分かる場合のみ				

4 議会内の情報伝達・情報共有

- ・全議員間
 - ・災害対策会議の構成員間
 - ・会派内
 - ・議員から議会事務局へ
 - ・議会事務局から全議員へ
- } グループウェアのチャット機能等を活用
- } グループウェアのメール機能等を活用

※グループウェアを使用できない場合の、議会事務局への連絡手段

- ・電話 043-245-5465
- ・FAX 043-245-5565
- ・電子メール somu.AS@city.chiba.lg.jp
- ・ショートメール 080-1140-5380(事務局防災用携帯電話)

5 その他

(1) 災害対策会議の開催が不可能な場合等

会派幹事長が出席できず、代理出席も難しい状況である場合や、会議の内容によっては招集するまでもないと判断される場合など、議長は災害対策会議を、グループウェアのチャット機能を活用することにより行うことができる。

(2) 議長、副議長が事故等により不在の場合は、その不在期間中に限り、次の表に記載の順位に従い、その職にある者が災害対策会議における議長、副議長の職務をそれぞれ代理する。

順位	議長の職務を代理する者	順位	副議長の職務を代理する者
1	副議長	1	議会運営委員長
2	議会運営委員長	2	総務委員長
3	総務委員長	3	保健消防委員長
4	保健消防委員長	4	環境経済委員長
5	環境経済委員長	5	教育未来委員長
6	教育未来委員長	6	都市建設委員長
7	都市建設委員長	7	議会運営副委員長
8	議会運営副委員長	8	総務副委員長
9	総務副委員長	9	保健消防副委員長
10	保健消防副委員長	10	環境経済副委員長
11	環境経済副委員長	11	教育未来副委員長
12	教育未来副委員長	12	都市建設副委員長※
13	都市建設副委員長※		

※以降の代理については、議員の年齢順とする。

(3) 市新型インフルエンザ等対策本部が設置された時は、議会は本指針により対応する。

(4) この指針を変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行う。

千葉県議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 千葉県議会は、千葉県災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置された時に、災害対策会議を設置する。

(組織)

第3条 災害対策会議は議長、副議長、各会派幹事長をもって組織する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 4 議長は、その他必要と認める者の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員から提供された被災情報を一元化し、市本部へ提供を行うこと
- (2) 市本部から災害・被害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと
- (3) 市本部からの依頼事項に関すること
- (4) 市本部へ要望及び提言を行うこと
- (5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと
- (6) その他、議長が必要と認める事項に関すること

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月11日から実施する。

この要綱は、令和3年3月11日から実施する。